

がん性疼痛緩和指導管理料について

がん性疼痛緩和指導管理料とは、緩和ケアに係る研修を受けた医師が、がん性疼痛の症状緩和を目的として、麻薬を投与している患者様に対して、副作用対策等を含めた計画的な治療管理を継続して行い、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り、当該薬剤を処方した日に算定できる医学管理です。

◇B001-22 がん性疼痛緩和指導管理料 200 点(月1回)

がん性疼痛緩和指導管理料を算定する場合は、麻薬の処方前の疼痛の程度、麻薬の処方後の効果判定、副作用の有無、治療計画及び指導内容の要点を診療録に記載する。

医療法人栄寿会

小松島天満クリニック